

平成28年7月28日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 流域管理課
伊勢市都市整備部 監理課

国管理河川で初となる 公募による係留施設が始動 ～勢田川等における不法係留船対策～

- 概要** せたがわ
勢田川等に放置又は不法に係留している船舶を收容し、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、国土交通省が管理する河川では全国初となる公募による船舶係留施設の占用許可に向け準備を進めてまいりました。
このたび、7月28日付けで河川法及び港湾法に基づく許可書を交付し、8月1日から管理を開始することになりましたのでお知らせします。
- 効果**
占用許可を受けた管理者の下で適切に管理されるとともに、不法に係留している船舶が適法化されることとなり、勢田川等における不法係留船が469隻(平成27年12月調査時点)から約100隻減少します。
- 施設名** せたがわぼうちようすいもん
勢田川防潮水門下流左岸係留施設(別添資料参照)
- 施設管理者** かみやしろ 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ なかむら きよし 理事長 中村 清
主たる事務所 三重県伊勢市神社港60番地
電話番号 0596-36-3755
- 配布先** 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、伊勢記者会
- 解禁** 特になし
- 問い合わせ先** 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
取材申込先 河川占用調整課長 栗本 真(くりもと まこと)
保全対策官 福田 寛(ふくだ ひろし)
〒514-8502 三重県津市広明町 297
TEL:059-229-2218(河川占用調整課)
メール: cbr-ir-mika5@mlit.go.jp
※現地取材は、上記4. 施設管理者へお問い合わせ下さい。

【参考】 占用許可に至るまでの経緯

H27.2.26	第9回勢田川等水面利用協議会で公募により管理者を募集することを決定。
H27.7.31	第10回勢田川等水面利用協議会で募集要項を決定。
H27.8.24	公募開始。
H27.12.24	占用許可申請者として、特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループを決定。
H28.7.11	特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループより河川法及び港湾法に基づく占用許可申請。
H28.7.28	占用許可。



占用許可を受ける係留施設



当該係留施設の様子 (平成28年6月撮影)

